

令和5年度 下呂市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

令和6年8月20日

下呂市監査委員

監査第 19 号
令和 6 年 8 月 20 日

下呂市長 山 内 登 様

下呂市監査委員 都 竹 基 己
下呂市監査委員 今 井 能 和

令和 5 年度財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度下呂市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

令和 5 年度 財政健全化及び経営健全化審査意見

第 1 下呂市監査基準への準拠

令和 5 年度下呂市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は、下呂市監査基準（令和 2 年下呂市監査委員告示第 4 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率審査

第 3 審査の対象

健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

第 5 審査の主な実施手続

審査に当たっては、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項について、各算定様式及び決算諸表と照合した。

第 6 審査の実施場所及び日程

（1）実施場所

下呂市役所下呂庁舎

（2）実施日程

令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

第 7 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第8 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.89
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	17.89
実 質 公 債 費 比 率	11.0	11.6	25.0
将 来 負 担 比 率	1.9	9.8	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」と表示している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	—	—	20.0
金 山 病 院 事 業 会 計	—	—	20.0

資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示している。